

◎行政手続条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知の方法等を改めることとした。（第15条、第16条、第22条、第29条関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和8年5月21日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 次に掲げる手数料の額を増額することとした。（別表第5、別表第6、別表第8関係）
 - (1) 検定手数料
 - (2) 装置検査手数料
 - (3) 基準器検査手数料
 - (4) 種畜証明書交付手数料
 - (5) 種畜証明書書換え交付手数料
 - (6) 種畜証明書再交付手数料
 - (7) 家畜人工授精師免許申請手数料
 - (8) 家畜人工授精師免許証書換え交付手数料
 - (9) 家畜人工授精師免許証再交付手数料
 - (10) 家畜人工授精所開設許可申請手数料
 - (11) 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料
 - (12) 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料
 - (13) 家畜検査手数料
 - (14) 家畜投薬手数料
 - (15) 家畜注射手数料
 - (16) 家畜薬浴手数料
 - (17) 教育職員の普通免許状の授与手数料
 - (18) 教育職員の特別免許状の授与手数料
 - (19) 教育職員の臨時免許状の授与手数料
 - (20) 特別支援学校の教員の免許状の新教育領域追加手数料
 - (21) 教育職員の免許状の書換え手数料
 - (22) 教育職員の免許状の再交付手数料
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第4関係）

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年5月1日から施行することとした。（附則関係）

◎公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例（条例第5号）

- 1 公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止することとした。（本則関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、第3項関係）

◎岩手県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 岩手県公益認定等審議会の委員に任命する者の範囲を改めることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例(条例第7号)

1 公益信託ニ関スル法律の全部改正等に伴い、所要の整備をすることとした。(第29条関係)

2 地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第71条関係)

3 法人税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(附則第13条関係)

4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。
(附則第20条関係)

5 施行期日等

(1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則第1条関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条関係)

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第8号)

1 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

2 児童福祉法に基づく認可外保育施設における被措置児童等虐待の防止等のための通知の受理等に係る事務を新たに遠野市等
が処理することとした。(別表第2関係)

3 森林法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

4 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等に係る事務を新たに西和賀町及び田野畑
村が処理することとした。(別表第2関係)

5 施行期日等

(1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。(附則第
1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、第3項関係)

◎いわて体験交流施設条例の一部を改正する条例(条例第9号)

1 いわて体験交流施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県民会館条例の一部を改正する条例(条例第10号)

1 県民会館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2～別表第4関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎公会堂条例の一部を改正する条例(条例第11号)

1 公会堂の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部を改正する条例(条例第12号)

1 平泉世界遺産ガイダンスセンターの利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県立体育館条例の一部を改正する条例(条例第13号)

1 県立体育館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立スケート場条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 県立スケート場の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 勤労身体障がい者体育館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎スキージャンプ場条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 スキージャンプ場の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎武道館条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 武道館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎屋内温水プール条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 屋内温水プールの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2、別表第3関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 いわて県民情報交流センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 後期高齢者医療広域連合から徴収する後期高齢者医療財政安定化基金の拠出金に係る拠出率を引き下げる等所要の改正をすることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金納付金所得係数に係る基準等を定めることとした。（目次、第9条、第24条～第28条関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎福祉の里センター条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 福祉の里センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2～別表第4関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎福祉交流施設条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 福祉交流施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎いわて子どもの森条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 いわて子どもの森の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎産業文化センター条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 産業文化センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2～別表第4関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎家族旅行村条例の一部を改正する条例(条例第27号)

1 岩手県立岩洞湖家族旅行村の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎農業ふれあい公園条例の一部を改正する条例(条例第28号)

1 農業科学博物館の入館料の額を増額することとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県牛馬寄託手数料条例の一部を改正する条例(条例第29号)

1 牛馬の寄託手数料の額を増額することとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県種雄畜種付手数料条例の一部を改正する条例(条例第30号)

1 種雄牛の種付手数料の上限額を引き上げることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎緑化センター条例の一部を改正する条例(条例第31号)

1 緑化センターの緑化木流通施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎林業技術センター条例の一部を改正する条例(条例第32号)

1 林業技術センターが依頼に応じて行う試験等の手数料の額を増額することとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎森林公園条例の一部を改正する条例(条例第33号)

1 森林公園の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎水産科学館条例の一部を改正する条例(条例第34号)

1 水産科学館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎海岸休養施設条例の一部を改正する条例(条例第35号)

1 海岸休養施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県立都市公園条例の一部を改正する条例(条例第36号)

1 県立都市公園の使用料の額を増額することとした。(別表第2、別表第3関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎野外活動センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(条例第37号)

1 野外活動センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎博物館条例の一部を改正する条例(条例第38号)

1 博物館の入館料の額を増額することとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎青少年の家条例の一部を改正する条例(条例第39号)

1 青少年の家の附属の施設の使用料の額を増額することとした。(別表第1関係)

2 岩手県立県北青少年の家の附属の施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎美術館条例の一部を改正する条例(条例第40号)

1 常設展観覧料の額を増額することとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第41号)

1 次に掲げる手数料の額を増額することとした。(別表第8関係)

(1) 保管場所証明書交付申請手数料

(2) 保管場所証明通知申請手数料

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)